

地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
37	NPO法人の認証等権限の中核市への移譲(1件)	1~2
38	新設のNPO法人の仮認定に係る申請期限の延長(1件)	3~4
36	CIQ業務権限の都道府県への移譲(1件)	5~12
18	鳥獣捕獲許可等の市町村への移譲(3件)	13~18
21	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業の許可に係る規制緩和(1件)	19~20
16	指定都市立特別支援学校の設置に係る都道府県認可の廃止(2件)	21~26
17	市立高校の就学支援金制度に関する指定都市・中核市への権限移譲(1件)	27~28
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲(7件)	29~46

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:37

管理番号	108	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	特定非営利活動法人の所轄事務を中核市へ移譲				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここに中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

特定非営利活動法人については、現行の所轄庁は都道府県知事又は指定都市の長とされていることから、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人は約170あるにもかかわらず、各団体の特徴や得意分野、その他具体的な活動実態を十分把握できていないとはいえず、本市と協働してまちづくりに取り組むNPO法人が固定化することで、本市の協働事業がマンネリ化・硬直化する傾向にある。

また、都道府県のように法人化を目指すNPO及びNPO法人からの「法人化に関する相談・認可(変更)申請・事業報告」等が皆無のため、「各団体の顔が見えづらい」ほか、団体や法人に関する情報を県のHP等を通じて「断片的にしか取得できない」など、団体の一元的・総体的な管理が不可能なことにより、団体との連携不足や事務処理上のタイムロス等が生じている。

【制度改正による効果】

権限移譲により、主たる事務所の所在地が金沢市にあるNPO法人に関する情報を一元・相対的に管理することで、各団体の特徴を活かした協働事業が展開可能となり、NPO法人の知識や経験をまちづくりに活かせるようになる。

また、相談・申請等に対応する中で、本市職員の「NPO法や協働に関する知識の習得」、「協働意識の醸成」等が一層図られることも期待され、本市の重点施策である「自立した市民と協働したまちづくりの達成」に近づくとともに、県と本市との協働のまちづくりに関する知識や意識の一体感が醸成される。

さらに、各団体の特性を活かしたマッチング(連携)事業が行えるほか、現在必要とされる関係各所への情報確認・把握にかかる時間が不要となり、機を逸することなく、団体への働きかけができる等効果的な連携事業の計画・実施も容易になる。

根拠法令等

特定非営利活動促進法第9条

- 特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきている。現行法においては、特定非営利活動法人の所轄庁は都道府県及び指定都市とされている。
- 全国43市の中核市(平成26年4月1日現在)における法人の活動状況は地域によって様々であり、今回の提案が、全中核市の意見とは言い難いのではないか。
- なお、現行法においても、都道府県が事務処理特例を定める条例により、市町村に権限を移譲することが可能であり、移譲先の市町村それぞれの区域内のみに事務所を設置する法人については、地域の実情に応じた都道府県の判断による権限移譲の結果、移譲先の市町村が事務を担当することができる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 第1次回答

通番:38

管理番号	632	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	NPO法人仮認定申請に係る設立後経過年数の延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

特定非営利活動促進法において、仮認定特定非営利活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えない法人に限定されている。平成27年3月31日までに申請する場合は経過措置により、5年を経過した法人も可とされているが、今後とも設立後5年を超える法人も仮認定申請ができるよう法改正を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める寄附金の割合が20%を超えること、又は年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上といった「PST基準」を満たす必要があるため、この基準が要件となっていない仮認定特定非営利活動法人制度は、今後、幅広く人々の寄附をはじめとした支持を集め活動を充実していこうとする特定非営利活動法人にとっては、重要な支援制度となっている。仮認定申請は、特定非営利活動促進法第59条第2号の規定により、設立の日から5年を経過しない法人に限られているが、現在は、平成27年3月31日までの経過措置により5年を超える法人も申請が可能となっている。特定非営利活動法人の支援充実のため、5年を経過しても、仮認定特定非営利活動法人制度を利用できるよう法改正を求めたい。

仮認定申請及び相談のある法人は、ほとんどが設立後5年を超えている。仮認定申請であっても、基準を満たす運営に到達するまではある程度の活動期間が必要であり、設立後5年を超える法人のニーズは高いと考える。

＜本県の実況＞

仮認定特定非営利活動法人 3団体 仮認定の時期 設立後7年経過1法人 8年経過1法人 10年経過1法人

現在仮認定の相談があっている法人 5法人 うち設立後5年を経過している法人 4法人

根拠法令等

特定非営利活動促進法第59条第2号

●特定非営利活動促進法における仮認定制度は、スタートアップ支援のために設けられた特例制度であり、設立後5年以内の法人、すなわち設立間もないため寄附を集めることが難しい法人に限って、PST基準をクリアしなくても、3年間認定法人並みの税制優遇制度を受けられるというものであり、設立後5年を経過するような法人を恒常的に仮認定制度の対象とすることは、もはやスタートアップ支援のための特例制度とは言えないのではないかと考える。

●ただし、特定非営利活動促進法については、内閣府が法を所管しているものの、法改正は議員立法により行われてきており、本法律附則第19条において、「特定非営利活動法人制度については、この法律の施行後三年を目途として、(中略)検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする」とされていることから、次期通常国会に向けて、NPO議員連盟を中心として制度の必要な見直しの検討がなされるものと考えられ、その中で検討課題となり得るものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の入国を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

○ 入国管理局では、観光立国の実現に向け、厳格さを維持しつつ、迅速かつ円滑な出入国審査を実施するため、空海港における入国審査官の増員、全国規模で応援派遣を実施するなどの体制整備に努めている。

本年7月には、審査待ち時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査要員の増員を図り、佐賀空港を管轄する福岡入国管理局佐賀出張所についても、5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう、体制を強化したところ。

今後とも、出入国者数の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう、所要の体制充実に努めていく所存。

○ 一方、外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事柄の性質上、いち地方公共団体が言い得る類いの判断ではないから、国が自ら行うべきものである(業務の特殊性)。加えて、出入国審査には、出入国管理及び難民認定法を始めとする関係法令や渡航文書に関する知識、偽変造旅券の鑑識能力など専門的な知識を要する(高度の専門性)。したがって、当該権限行使を地方公共団体に委譲することは困難であり、このことは、出入国の手段がビジネスジェットである場合でも変わりがない。

○ また、出入国管理に係る権限を地方公共団体に委譲することは、「国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」という国と地方の役割分担の基本原則(地方自治法1条の2第2項、地方分権改革推進法5条1項)とも整合しないように思われる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 財務省は出入国(CIQ)手続きの内、税関に関する業務を所管していますが、国際ビジネス機を含め、地方空港における出入国旅客等の携帯品検査については、これまでもすべからく近隣官署からの職員の応援派遣により、税関手続きに支障の生じることのないよう臨機応変に対応してきております。また、政府は、現在、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の増加に対応できるよう、税関の物的・人的体制の整備を進めており、本年7月1日の閣議において、地方空港における税関体制整備のため14名の新規緊急増員が決定されたところです。
2. 一方、今般の提案については、税関業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、その高度な専門性・特殊性に鑑み、国家公務員たる税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、具体的には以下の理由により、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。
- 税関においては旅客及び乗組員の携帯品の迅速な通関に努める一方で、覚醒剤等の不正薬物や銃砲・知的財産侵害物品等の密輸防止、国連安保理決議等による規制の適正な執行、また、国税である関税等の適正かつ公平な賦課・徴収の実現といった専門性の極めて高い業務を全国的に同等なレベルを確保しつつ遂行しているところです。例えば、関税法違反に係る犯則事件の調査にあたっては、差押えや調書の作成、検察官への告発などを行っています。このような業務はまさに国の治安、国民の生命・安全等に関わる公権力の行使であり、モノに関する高度の専門知識、密輸取締情報に基づくリスクマネジメント等の専門的知識・能力を要するものです。
 - 税関職員は関税等の徴収、不正薬物の取締等の多岐にわたる業務に携わっていく中で高度な専門性を身に付けていくところ、地方自治体の職員が国からのマニュアル提供や地方自治体からの研修派遣だけで、税関職員同様の高いレベルの業務遂行ができる人材の確保・育成は困難と考えます。したがって、税関業務の地方自治体への委譲は出入国手続の迅速化・円滑化の効果的な実現につながらないと考えます。
 - また、旅客の携帯品に係る通関業務は、国家間の密輸情報の交換といった国際的・外交的業務をも踏まえて行われるものであり、関税関係法令違反が発見された場合には、犯則調査に繋がり、都道府県を跨ぐ広域的な業務運営・執行に繋がらうことから、その業務権限を地方自治体に委譲することは適当でないと考えます。
 - さらに、旅客の携帯品を含む国際的なモノの移動については、日本が締約国であるWTO協定において、各締約国は、すべての貿易関連の法令、判決及び決定を一律の公平かつ合理的な方法で実施しなければならない(GATT第10条3項(a))旨、国際約束として規定されています。
 - なお、国際ビジネス機の旅客は「社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がはっきりしており、搭乗人数も少ない」ことから「県の体制でも出入国者等を管理できる」との前提については、税関の業務は、関税法15条の3に基づく入港手続だけでなく、旅客の携帯品に対する関税等の徴税、水際取締等多岐にわたっており、たとえ社会的地位や知名度が高いことや搭乗人数が少ないからといって、密輸等のリスクが低いとは一概にはいえません。
 - 特に、航空機旅客による覚醒剤の密輸入押収量が4年連続200kgを超え、平成25年においては過去最高を記録するなど深刻な状況である中で、日本国内における治安及び貿易秩序の維持、安全・安心な国づくり、国際的な観光促進のためには、水際におけるこれらの業務水準をより一層高いレベルで維持する必要があり、今後も引き続き、税関業務のプロフェッショナルである税関職員が関税関係法令等に基づき全国一律に対応すべきものであり、地方自治体に委譲することは適当ではないと考えます。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

検疫官非常駐の空港等でも、入国者の到着後迅速に検疫を開始できるよう、近隣検疫所からの派遣により、臨機応変に対応している。今後も、手続きの迅速化のために必要な物的・人的体制の整備に努めたい。

一方、国際ビジネス機受入に限って、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、以下の理由から、適当でないと考える。

そもそも検疫業務(※)は、国内に常在しない感染症がまん延し、広く国民に健康被害が生じることを防止するため、空港等の水際において、入国者に対して、統一的に対応すべき重要な業務である。したがって、都道府県が地域の実情を踏まえて個別に対応した方が効果的に行われる性質の業務ではなく、国が全国的な視点に立って一元的に責任をもって対応すべき業務であると考えている。

また、日本国への入国者に対し、検疫を終えるまで、検疫区域から先の日本国の領域への侵入を禁止することは、本来確保すべき国際交通を妨げるものであるため、国際社会との関係においても日本国政府が責任をもって果たすべき役割である。

以上の理由から、国際ビジネス機受入に限ったとしても、検疫業務を、希望する都道府県に移譲することは、適当でない。

(※)検疫業務は、帰国者、旅行者等の健康状態等に応じ、質問、診察・検査、停留又は隔離を行うという一連の密接不可分な業務等により構成されている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 第1次回答

通番:36

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要な税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前であつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があつてもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われる日本のビジネスジェット環境の改善につながるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

1. 各空海港における動植物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応も行っているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動植物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応していく所存である。

2. 一方、家畜伝染性疾病や植物の病害虫には、口蹄疫やミカンコミバエ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動植物の輸入者だけではなく農業生産者ひいては国民全体に及ぶこととなる。

3. したがって、このような家畜伝染性疾病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動植物検疫において、動植物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検疫条件を熟知し、動植物検疫に関する専門的知識を有する動植物防疫官が、動植物等を無償で収集の上検査し、検査結果に基づき、個人の所有する動植物等について廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)を行っている。

これらの検査は、上記のとおりその結果に基づき廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)が行われるなど個人の権利を強制的に権限を持って規制する国境措置である。その実施に当たっては、全国各地で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、斉一的かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らがこれを実施する必要がある。

また、万が一、家畜伝染病や植物の重要病害虫が侵入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疾病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講じることはできないと考えられる。

4. さらに、近隣諸国等において新たな伝染性疾病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができるよう国が統一的に実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。

5. 以上のことから、動植物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。

なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動植物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	267	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	有害鳥獣の捕獲許可等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付、違反者に対する措置命令、許可の取消を行うことは地域に密着した事務であるので、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第9条に基づく有害鳥獣の捕獲等の許可、許可証及び従事者証の交付や第10条に基づく措置命令や許可の取消については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、農作物被害等、鳥獣被害に関する住民からの相談に応じ速やかに調査を実施している。また、市町村と地元狩猟者との連携により、円滑に有害鳥獣捕獲が実施されている。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、第9項、第11項、第13項、第10条第1項、2項、第75条第1項、3項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	268	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	鳥獣飼養の登録の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

鳥獣の飼養の登録、登録票の交付は地域に密着した事務であり、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第19条に基づく鳥獣の飼養の許可、登録証の交付については、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で全市町村に移譲済みである。

地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。

特例条例で移譲を受けている市町村において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。

こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項、第5項、第6項、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:18

管理番号	269	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	販売禁止鳥獣の販売許可等の市町村への移譲				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

販売禁止鳥獣等(ヤマドリ及びその卵とこれらを加工した食料品)の販売許可、許可証の交付、違反者に対する措置命令、許可取消は、市町村に移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

鳥獣保護法第24条に基づく販売禁止鳥獣等の販売許可、許可証の交付、措置命令や許可取り消しについては、法律上、県の権限となっているが、本県では特例条例で県内市町村にほぼ移譲済みである。地域の実情に詳しい市町村が処理することで迅速に対応でき、住民からの問い合わせや通報に対して速やかに対応している。

特例条例で移譲を受けている市町において、事務処理に当たって特に支障は生じていない。こうしたことから、都道府県と市町村の法律上の役割分担を実情に合わせて見直すべきである。

根拠法令等

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第1項、第3項、第4項、第5項、第6項、第8項、第9項、第10項、第75条第1項、第3項

鳥獣の生息状況等は地域ごとに特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要である。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要がある。

このため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところ。

一方、近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣について、急速に生息数が増加し、分布が拡大した結果、自然生態系、農林水産業や生活環境への被害が深刻になっていること、さらに狩猟者が減少し、著しく高齢化が進んでいるため、捕獲等の担い手の育成・確保が喫緊の課題であることを踏まえ、平成26年5月に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」(以下、鳥獣法という)の抜本的改正を行った。

改正内容は、法の目的に「鳥獣の管理」を位置づけ、管理を図るための新たな措置として、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県は「指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画」を策定し、その計画に基づき、都道府県又は国が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設する等、都道府県による鳥獣の管理の役割の強化等を行ったところである。

鳥獣法に係る権限を市町村の権限として整理することは、基本的な方向性として都道府県による鳥獣の管理の役割を強化した今回の改正と齟齬が生じるほか、これまで権限を移譲していない市町村に過剰な負担を強いることとなる。

先般の鳥獣法の改正は、多くの地方自治体からの意見も踏まえ、国会の審議を経てとりまとめたものであるが、地方自治体からは、今回提案のような意見は出なかった。以上から、環境省としては受け入れられない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第1次回答

通番:21

管理番号	846	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	複数の都道府県にまたがる産業廃棄物収集運搬業等の許可に係る規制緩和				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合(積替え保管施設がない場合に限る)は、主たる事務所を所管する都道府県が許可することとし、その情報を関係都道府県が共有するシステムを構築すべきである。
なお、積替保管施設を有する場合は、保管基準への適合状況の確認や不適正保管に対する指導の観点から、従来どおり各都道府県等が許可を行うこととする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

事業者にとれば、自治体ごとに許可を要するため、事業範囲が複数の都道府県にまたがる場合、それぞれの都道府県ごとに許可を要するため、事務手続や経費にかかる負担が大きい。

事業者にとって、書類作成に係る業務負担及び経費(手数料)の削減が図られる。また、県にとっても、事務負担の軽減が図られる。

(参考)

1 許可件数(平成22年度)

- (1) 産業廃棄物収集運搬業 1,473件
(うち県外業者で積替保管施設なし 349件)
- (2) 特別管理産業廃棄物収集運搬業 220件
(うち県外業者で積替保管施設なし 93件)

2 事務手数料

- ・産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 73,000円/件
- ・産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 71,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可申請手数料 81,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の許可更新申請手数料 74,000円/件
- ・特別産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請手数料 72,000円/件

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項、同条第2項、第14条の2第1項、第14条の4第1項、同条第2項、第14条の5第1項

- 他者の産業廃棄物の収集又は運搬及び処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。このような規定が置かれる根拠としては、①産業廃棄物は、自由な処理に任せているとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障が生じる可能性があることや、②産業廃棄物の処理委託は、当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金が支払われるため、産業廃棄物処理業者が、その処理コストを捻出せずに不法投棄等の不適正処理を行うインセンティブが働くこと等が考えられる。これを踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているもの。
- 要望自治体は、許可申請にかかるコスト削減という観点からのみ、規制緩和要望を挙げているが、仮に御提案の要望内容が実現された場合、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。
- 具体的には、許可取得の対象自治体を絞ったとしても、法における産業廃棄物収集運搬業者に対する行政処分は、許可処分を行う主体に属する権限と地域の生活環境に責任を有する主体に属する権限とに大別されるため、許可処分を行った自治体のみならず事業者情報が限られる場合、他の自治体は事業者への適切な指導監督を行うことが出来ず、結果として、生活環境の保全上重大な支障を生じる可能性がある。また、当該課題を克服するために、事業者が処理業を行おうとする区域を管轄する自治体にとって必要不可欠となる許可申請時の申請内容や許可取得後の処理業の状況などの事業者の情報を常に把握できるようにするための体制を構築することとなると、当該システムを構築する国及び当該システムを運用する自治体の事務のコストが膨大になり、結局は事務コストの削減にはならないと考えられる。
- さらに、許可取得の対象自治体を申請者の主たる事務所とした場合、当該事務所の立地自治体は大都市圏に偏っていることが多いと考えられるため、都道府県によって行うべき事務の量に偏りが生じ、地方自治体における産廃行政に歪みが生じることが想定される。
- 以上より、御提案の規制緩和要望の実現は困難である。なお、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業者についても、過去に不適正処理が行われた事例が認められるため、積替え保管を伴う産業廃棄物収集運搬業の許可手続について、生活環境保全の観点から現行どおりとするのであれば、積替え保管を伴わない産業廃棄物収集運搬業の許可手続も現行どおりとすべきである。